

## 埼玉県障害福祉サービス訪問系事業所における安全確保対策推進事業補助金 交付要綱

### (趣旨)

第1条 県は、障害福祉サービス訪問系事業所の従事者の安全を確保し、安心して働き続けることができる体制を構築するため、障害福祉サービス訪問系事業所における暴力・ハラスメントなどの安全確保対策に資する事業であって、県が適当と認めるものについて、当該事業を実施する障害福祉サービス訪問系事業所に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、以下のとおりとする。

事業名	補助対象事業
障害福祉サービス訪問系事業所における安全確保対策推進事業	障害福祉サービス訪問系事業所が安全確保対策に資するため、令和4年10月14日から令和5年3月31日までの間に通話録音装置等の購入及び警備会社による屋外用（出張時）セキュリティサービスの導入を行う事業（経費の支払いが令和4年10月14日から令和5年3月31日までのものに限る。）

### (補助事業者)

第3条 この補助金の交付の対象となる補助事業者は、以下に掲げる、埼玉県内に所在する障害福祉サービス事業所を運営する法人とする。ただし、(1)から(4)までのサービスを複数行い、かつ事業所番号が同一の事業所を運営する法人の場合は、当該事業所を1つの事業所とみなす。

- (1) 居宅介護
- (2) 重度訪問介護
- (3) 同行援護
- (4) 行動援護

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は補助の対象とならない。

- (1) 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又は受入事業者の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第6号に定

める暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（補助対象経費）

第4条 補助金の対象となる経費は、別表の第1欄に定める経費とし、補助率は同表第3欄に定める率とする。

（交付額の算定方法）

第5条 交付額は、別表の第2欄に定める補助基準額と第1欄に定める対象経費の実支出額と比較して少ない方の額に第3欄に定める補助率を乗じて得た額とする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（申請書の様式等）

第6条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号によるものとし、その提出期限は、知事が別に定めるものとする。

2 前項の申請書は、規則第13条の実績報告書を兼ねるものとする。

（交付の条件）

第7条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業を変更、中止、又は廃止する場合は、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円以上の機械及び器具については、規則第19条第1項第2号により定める5年を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (3) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後にお

いても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

- (5) 事業に係る証拠書類等の管理については、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (6) この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。
- (7) この補助金を補助対象経費以外に使用してはならない。
- (8) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けてはならない。
- (9) 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(交付決定通知等)

第8条 規則第7条の交付決定通知書及び同第14条の交付額確定通知書は、様式第2号のとおりとし、補助金の交付決定及び交付額確定により申請書の内容のとおり請求があったものとみなす。

- 2 知事は、補助金を交付しないことを決定した場合には、様式第3号により通知する。

(交付の方法)

第9条 知事は、交付額の確定後に口座振替により補助金を交付する。

(状況報告)

第10条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告の結果、補助金の支給に疑義がある場合、必要な是正措置を求めることができる。

(決定の取消し等)

第11条 知事は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 法令に違反する行為があったとき。
- (2) 不正の手段により補助金の交付を受けた又は受けようとするとき。
- (3) 補助対象者又は補助対象事業に該当しないことが明らかになったとき。
- (4) 補助事業者から事業の変更、中止又は廃止の申請があったとき。
- (5) その他この要綱の規定に違反する行為があったとき。

(補助金の返還)

第 12 条 知事は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 規則で定める補助金の返還、加算金及び延滞金の規定は、前条の規定による取消しをした場合について準用する。

(書類の整備等)

第 13 条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業等の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から 5 年間保管しなければならない。

(雑則)

第 14 条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 11 月 16 日から施行し、令和 4 年 10 月 14 日から令和 5 年 3 月 31 日まで適用する。

別表（第4条・第5条関係）

1 対象経費	2 補助基準額	3 補助率
<p>通話録音装置等の備品購入費及び警備会社による屋外用（出張時）セキュリティーサービス導入経費。 （ただし、消費税額及び地方消費税額を除く。）</p>	<p>1 事業所当たり 60 千円 （複数のサービスを行っている場合は、1つの事業所とみなす。）</p>	<p>3分の2</p>